

平成26年3月

お客様各位

消費税法改訂に伴う対応のお知らせ

株式会社 ボックス・ツー

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知の通り消費税法改訂により税率は本年4月1日を以って現行の5%から8%へ引き上げられます。これに伴い、弊社の各種業務に関する消費税等の取り扱いにつき、下記の通り、ご案内させていただきます。

敬具

記

基本的な考え方

平成26年3月31日までに業務（撤去作業）が完了する物件は現行の消費税率（5%）、平成26年4月1日（施行日）以降に業務（撤去作業）が完了する物件は、改訂後の消費税率（8%）となります。

例-1：設営日3月26・27日、会期3月28・29・30日、撤去日3月31日の場合は消費税率5%

例-2：設営日3月27・28日、会期3月29・30・31日、撤去日4月1日の場合は消費税率8%

上記のように撤去日が基準となります。

以上

本書に関するお問い合わせ先

株式会社 ボックス・ツー

管理部 福本 TEL:06-6538-2331